

裁 決 書

審査請求人

処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和3年3月30日付けで提起した処分庁による生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく費用返還金の決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（生活保護法第63条返還金決定処分取消請求事件（令和3年健康第1号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 1 令和2年3月30日、処分庁は、請求人からの申請に基づき法による保護を開始した。
- 2 令和2年10月16日、請求人は、法第61条による届出書により、令和元年11月頃に事故を起こし、労働基準局から令和2年5月22日に [] 円受け取ったこと、また、[] から令和2年6月4日に [] 円受け取ったことを申し出た。
- 3 令和3年1月5日、処分庁は、請求人が受領した労災保険金及び慰謝料による生活保護費過支給分については法第63条による返還の対象となるとして、費用返還請求額を [] 円、納入期限を同年1月29日とする本件処分について、請求人に通知した。
- 4 請求人は、令和3年3月30日付けで、香川県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。
- 5 審査庁は、令和3年4月7日、本件審査請求の審理手続きを担当する審理員2名を指名した。その後、審理員から、同年7月2日付けで、本件審査請求を一部棄却するのが相当である旨の審理員意見書の提出を受けた。
- 6 令和3年7月8日、審査庁は、香川県行政不服審査会に対し、本件審査請求を

ないが、保険金受領後は不正に保護を受けていたことになる。したがって、まず、保険金受領から発覚時までの保護費については法第 78 条を適用し、次に資力の発生時（交通事故発生時、保護開始前の事故の場合は保護開始時）から保険金受領時までの保護費について法第 63 条を適用し、なお残余があれば収入認定を行うこととなる。」

- (5) 一方、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく保険給付に関しては、「生活保護法第 29 条に基づく労災給付に係る調査について」（平成 31 年 3 月 29 日社援保発 0329 第 6 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）において、「資力の発生日については、給付の請求時でなく支給決定時点となるので留意すること。」としている。

3 本件処分の適法性・妥当性について

法第 63 条は、被保護者が「資力があるにもかかわらず」保護を受けた場合に、被保護者に対し保護費の返還義務を課するものであり、本件処分において法第 63 条による費用返還を適用したこと自体には、違法な点は見当たらない。

しかしながら、本件処分の内容の妥当性を判断するに当たっては、①法第 63 条の適用要件（資力の発生時期等）、②返還額の定め方が問題となるため、以下、各項目について検討する。

(1) 本件処分における資力の発生時期等について

法第 63 条を適用し、返還額を算定するためには、いつ、具体的資力が発生し、被保護者がその資力を使用できる状態になったかを明らかにする必要がある。

本事案における請求人の資力としては、労働者災害補償保険法に基づく保険給付（以下「労災給付」という。）と自動車損害賠償保障法に基づく保険金（以下「自賠責保険金」という。）があり、それぞれの資力の発生時期等の考え方は次のとおりである。

ア 処分庁は、労災給付の資力発生時期について、労災保険は法律に基づく保険制度であり、休業補償給付等の給付事由（請求事由）が発生した場合には、労働基準監督署長への請求により確実に受給できるので、給付事由（請求事由）の発生時が休業補償給付等の請求権が客観的に確実性を有する時点であると考えられ、本件処分の場合は、通勤中の交通事故が発生した時点から資力があつたとみなすことができると主張している。

しかしながら、課長通知によると、労災給付の資力発生日は、事故発生時や給付の請求時ではなく「支給決定時点」と明記されていることからすると、労災給付を自賠責保険金と同様に、その資力発生時期を交通事故発生時点とする処分庁の主張は、理由がないものと言える。

イ 自賠責保険金の資力発生時期については、別冊問答集において、「保護開始前の事故の場合は、保護開始時」が資力発生日とされており、これを本事案に当てはめると、請求人の自賠責保険金に係る資力発生日は令和2年3月30日ということになり、この部分については処分庁の法適用に誤りはなく、請求人は、その受給額[]円の範囲内において、保護の実施機関の定める額を返還する義務があると解される。

(2) 返還額の定め方について

処分庁は、本件処分における返還額の算定に当たり、請求人の資力について、労災給付と自賠責保険金をまとめて資力総額を[]円、資力期間を令和2年3月30日から令和2年6月30日とし、同期間分の保護費として令和2年3月分から令和2年6月分までが過支給となったとしている。

しかしながら、別冊問答集の間 13-21 では、「保険金を受領するまでの間は『資力があるにもかかわらず保護を受けていた』状態にあたり、この間に受給した保護費に不正はなく、「資力の発生時（交通事故発生時、保護開始前の事故の場合は保護開始時）から保険金受領時までの保護費について法第63条を適用」することとされている。

本事案においては、請求人が労災給付を受領したのは、令和2年5月20日及び同月22日であり、自賠責保険金を受領したのは、令和2年6月4日であることを勘案すると、処分庁が労災給付と自賠責保険金をまとめて資力期間の最終日を令和2年6月30日とし、令和2年6月5日に支給した令和2年6月分の保護費全額を法第63条による返還対象としたことは、合理的な根拠があるものとは認められない。

以上のとおり、処分庁が本件処分の返還額を算定するに当たって、自賠責保険金のみに限れば、令和2年6月4日までの保護費を法第63条により返還請求した部分について違法・不当な点はないが、それ以外の部分については、不当であると言わざるを得ない。

4 理由の提示について

行政手続法14条に基づく不利益処分の理由の提示の程度は、当該処分がいかなる事実関係に基づいていかなる法規を適用して行われたかを、相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に当該処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係を当然知りうるような場合を除き、理由の提示として十分でないといふべきである（旅券法14条の理由付記に関する最高裁昭和60年1月22日第三小法廷判決も同旨）。

これを本件処分についてみると、処分通知書には、請求人が受領した労災給付と自賠責保険金による生活保護過支給分が法63条による返還の対象となることしか記載されていないため、当該記載自体から、返還金額がどのように算定

されたかを含む不利益処分を請求人が了知することは困難であり、行政手続法 14 条による理由の提示としては不十分であると認められる。

したがって、本件審査請求に係る処分は、理由の提示の点で瑕疵があり、違法であると言わざるを得ない。

第 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 3 年 8 月 31 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

